

特別養護老人ホーム百里サンハウス従来型多床室運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武仁会が設置運営する指定介護老人福祉施設「百里サンハウス」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び診療上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所及び地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設及びユニット型施設の名称等)

第3条 施設及びユニット型施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム百里サンハウス
- 二 所在地 茨城県小美玉市下吉影字百里街道古新田一番2437番地109
- 三 定員 55人

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 (常勤)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 医師 1人 (非常勤)
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な処置をとる。
- 三 生活相談員 1人以上 (常勤)
生活相談員は、入所者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、苦情への対応、処遇の企画や実施を行う。

四 介護職員及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 22. 3人以上 (常勤換算後の人数)

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

看護職員 3人以上 (常勤換算後の人数)

入所者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

六 管理栄養士 1人以上 (常勤)

献立作成基準の作成、献立表の確認及び栄養ケア・マネジメント作成等の栄養管理、調理作業管理、材料の点検、使用状況の確認を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上 (常勤兼務)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1人以上 (常勤)

施設サービス計画の作成を行う。

九 事務職員 2人以上 (常勤)

(指定介護老人福祉施設等のサービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設等のサービスの内容は、次のとおりとする。

一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

エ 入所者の生命や身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業所や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえてサービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した施設サービス経過の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者との協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに当該するサービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

居住費及び食費の自己負担額

(単位：1日/円)

・居室に係る自己負担額	多床室	9 1 5 円
・食事に係る自己負担額		1 4 4 5 円

※居住費及び食費について、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している限度額とする。

- 3 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
 - 一 入所者が選定する特別な食事の提供にかかる費用 実費
 - 二 理美容代 実費
 - 三 その他日常生活上の便宜にかかる費用 実費
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者またはその家族に対して、事前に文書で説明した上で、入所者又はその家族に支払いに同意をする旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為はしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(従業者の質の確保)

第9条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 随時

(個人情報保護)

第10条 施設及び従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報保護にかかる規程を公表する。

(緊急時における対応)

第11条 従事者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第12条 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底をおこ

ない、定期的に施設内職員研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第 13 条 施設は、非常災害時においては、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者及び入所者等に対し周知徹底を図るため、年 4 回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

(苦情処理)

第 14 条 施設は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、市町村議員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は、助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 3 施設は、サービスに関する入所者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、茨城県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(掲 示)

第 15 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第 16 条 施設は、入院等の治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(記録の整備)

第 17 条 施設は業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は利用者に対するサービスに対する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する事とする。

(身体拘束原則禁止)

第 18 条 施設はサービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する

行為を行わない。

- 一 「身体拘束に関する説明・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 二 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待の防止に関する事項)

第 19 条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止の指針を整備、周知徹底し実施する
- 二 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施(年 2 回・新規採用時)
- 三 入所者及び家族からの虐待等に関する苦情受付体制の整備
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

(虐待防止に関する委員会の設置、責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援等)

- 五 施設は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第 20 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人武仁会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年12月12日から施行する。

この規程は、平成15年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 元年 9月 1日から施行する。

この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年12月 1日から施行する。